

経営発展をめざす農業者の 新規アイデア導入を支援します

神奈川県では、企業経営体へのステップアップを目指す農業者※を支援するため、新規アイデアの導入や施設等整備に要する経費を補助します。

※農業者：直近2か年、連続して年間農産物販売金額が250万円以上であり、かつ1,500万円（畜産を主たる事業として営む者又は経営体は3,000万円）を超えていない者、又は経営体。かつ、就農年数4年以上の者又は、経営体であること。

①：農業経営新規アイデア導入事業補助金

（令和7年度予算額500万円）

＜対象となる取組＞

新たな品種・品目又は、新たな販売・宣伝方法の導入

＜補助額＞

補助対象経費の1／3以内の額

補助限度額 100万円

②：農業経営新規アイデア施設整備事業補助金

（令和7年度予算額2,500万円）

＜対象となる取組＞

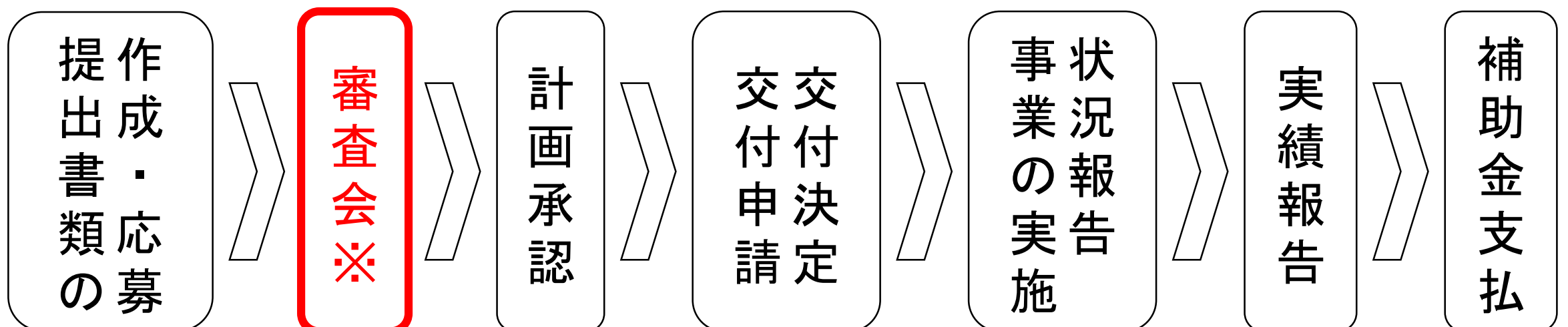
新たな栽培方法を導入するための機械・施設の導入

＜補助額＞

補助対象経費の1／3以内の額

補助限度額 500万円

○ 事業の流れ



※審査会は申請者の面接を行います。また、申請者多数の場合は申請書に記載されているポイントにより順位付けを行い、予算枠・人数を考慮し審査会対象者を選定することがあります。

新規アイデア実現支援事業の申請にあたって

1 交付対象者

直近2か年、年間農産物販売金額が250万円以上であり、かつ1,500万円（畜産を主たる事業として営む者又は経営体は3,000万円）を超えていない者、又は経営体。かつ、就農年数4年以上の者又は、経営体であること。

また、かながわ農業版MBA研修を修了したものは本事業の対象外とします。

2 事業内容及び補助対象

- (1) 農業者が取り組む新規アイデア導入や施設等整備に要する経費を補助します。
- (2) 補助対象の費目及び内容は、次のとおりです。

費目	取組内容
材料費・消耗品費	事業の実施に必要な原材料、資材、消耗品、新たな品種・品目の購入に要する経費
委託費	パッケージやラベルデザイン等の専門的業務の委託費、市場調査の委託費、土壌分析費、農産物・食品成分の分析費、販売・宣伝方法の支援に要する経費
参加費・負担金	イベントや商談会への参加費、研修会への参加費
備品購入費	農機具費、農業施設整備費、農産加工設備費、農産加工機器費等 ※備品購入については原則新品とするが、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

3 補助額

補助対象経費の1／3以内の額を補助額とします。ただし、農業経営新規アイデア導入事業補助金は上限100万円、農業経営新規アイデア施設整備事業補助金は上限500万円です（ただし、国や市町村等から補助金等を受ける場合は、それらとの合計が事業経費を超えないようにします）。補助額を集計し審査会（※）を開催し、補助対象者の選考、補助額の調整等を行いますので希望とおり交付されない場合があります。

※審査会は提出された申請書に基づき、申請者と審査員にて面接を実施します。また、申請者多数の場合は申請書に記載されているポイントにより順位付けを行い、予算枠・人数を考慮し審査会対象者を選定することがあります。審査会の時期については追ってご連絡します。

※原則として令和7年度内に事業が完了するものを募集します。ただし、年度内に完了できない特別な事情があるもの（例：次年度4～5月に植付けする案件、機械等の調達に時間がかかり実施が間に合わない案件等）については、ご相談ください。

4 申請時の提出書類

- (1) 神奈川県農業経営新規アイデア実現支援事業計画書(要領様式1)
 - (2) 神奈川県農業経営新規アイデア実現支援事業実施設計書(要領参考様式2)※
 - (3) 収支予算書(要綱第2号様式)
 - (4) 経営体役員等氏名一覧表(要綱第3号様式)
 - (5) その他知事が必要と認めた書類
- ※農業経営新規アイデア施設整備事業のみ提出

5 書類の提出先(以下、「地域県政総合センター等※」という。)
※主な就農地(雇用される場合も含む)のある市町村を所管する地域県政総合センター等にご提出をお願いします。

名称	住所・電話番号	所管市町村
横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課	〒226-0015 横浜市緑区三保町2076 TEL 045-934-2372	横浜市、川崎市
横須賀三浦地域県政総合センター 地域農政推進課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 TEL 046-823-0439	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市 葉山町
県央地域県政総合センター 地域農政推進課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1 TEL 046-224-1111	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター 地域農政推進課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 TEL 0463-22-9279	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域県政総合センター 地域農政推進課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 TEL 0465-32-8909	小田原市、南足柄市、足柄上郡 足柄下郡

6 申請期間
令和7年8月25日(月)～令和7年10月10日(金)
書類の提出は、地域県政総合センター等に事前に連絡し、直接持参、または郵送してください(締切必着)。受け付けは、土、日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時です。

7 補助金の交付手続き
地域県政総合センター等の所長からの計画承認後、交付申請をしていただきます。交付申請時に必要な書類は以下の通りです。
(1)交付申請書(要綱第1号様式)
(2)神奈川県農業経営新規アイデア実現支援事業計画書(要領様式1)
(3)神奈川県農業経営新規アイデア実現支援事業実施設計書(要領参考様式2)※
(4)収支予算書(要綱第2号様式)
(5)経営体役員等氏名一覧表(要綱第3号様式)
(6)その他知事が必要と認めた書類
※農業経営新規アイデア施設整備事業のみ提出

8 補助事業の実施・状況報告
(1)地域県政総合センター等から交付決定が通知されてから、事業を実施してください。
なお、今年度の交付決定は10月以降の予定です。
(2)補助事業の12月末現在の状況を神奈川県農業経営新規アイデア実現支援事業状況報告書(要綱第5号様式)により1月16日までに報告してください。ただし当該期日までに補助事業が完了した場合は次項9の実績報告書の提出で代えることができます。

9 事業の完了及び実績報告書、成果報告書の提出

- (1) 令和8年3月末日までに補助事業を完了(機械等の受領、施設等の完成及び代金の支払い)し、(2)に定める実績報告を行ってください。
 - (2) この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日、又は令和8年3月末日までのいずれか早い日までに地域県政総合センター等に提出してください。受け付けは、土、日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時です(締切必着)。
 - ア 精算設計書(要領参考様式2 実施設計書と同じ場合は省略)※
 - イ 収支精算書(要綱第2号様式)
 - ウ 財産管理台帳(要綱第7号様式)の写し※
 - エ 契約書の写し及び完成写真
 - オ その他知事が必要と認めた書類※農業経営新規アイデア施設整備事業のみ提出
- また、この時点で消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金額から減額して報告してください。この精算の結果、補助金に減額が生じた場合は、速やかに返還する必要があります。
- (3) この補助金は、実績報告書に基づき、精算交付します。
 - (4) 事業効果を把握するため、事業実施翌年度から目標年度までの間、各年度の実施状況について、目標年度の翌年度の5月末日までに成果報告書(要領様式6)を作成、提出していただきます。
 - (5) 目標年度において目標が達成されない場合、補助事業者は、事業実施年度の目標年度からその翌々年度までの間、各年度の事業実績状況について、当該年度の翌年度の5月末日までに、成果報告書(要領様式6)を作成し、提出していただきます。

10 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

消費税の申告により当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書(要綱第8号様式)を速やかに県に提出してください。また、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、これを補助額から減額する必要がある場合には、その全部又は一部を減額又は県に返還する必要があります。

11 書類の整備

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を10年間保管してください(ただし、処分制限期間を経過していない取得財産がある場合は、処分制限期間において保管)。また、保存期間が満了しない間に法人その他の団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に帳簿及び証拠書類を引き継いでください。

12 届出事項

所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出てください。

13 申請の取り下げ

この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができます。

14 その他

- (1) 事業計画策定にあたっての技術上の疑問については、農業技術センターもしくは畜産技術センターにご相談ください。
- (2) 応募時に添付する実施設計書の作成委託費用や、測量等の事前準備の費用については、自己負担となりますので、ご了承ください。